付表一

債務の内訳	額		
	元本	契約上の利子（遅延利子を含む。）	計
千九百八十二年九月二十二日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づく円借款の供与についてのコートジボワール共和国政府と基金との間の借款契約に従って支払われるべき元本及び契約上の利子	一、三四六、九七〇、〇〇〇円	五二四、五〇二、七七三円	一、八七一、四七二、七七三円
総計	一、三四六、九七〇、〇〇〇円	五二四、五〇二、七七三円	一、八七一、四七二、七七三円

付表二

債務の内訳	額		
	元本	繰延利子（遅延利子を含む。）	計
1　千九百九十年十月十九日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づきコートジボワール共和国政府と基金との間で締結された債務繰延契約に従って支払われるべき元本及び繰延利子	一八五、六八二、〇〇〇円	五九、七二〇、二三七円	二四五、四〇二、二三七円
2　千九百九十二年十一月十三日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づきコートジボワール共和国政府と基金との間で締結された債務繰延契約に従って支払われるべき元本及び繰延利子	二九九、八五六、〇〇〇円	一五八、二九六、七六二円	四五八、一五二、七六二円
3　千九百九十五年三月二十七日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づきコートジボワール共和国政府と基金との間で締結された債務繰延契約に従って支払われるべき元本及び繰延利子	二六、五〇七、七七八円	七五〇、八一三、六二七円	七七七、三二一、四〇五円
4　千九百九十九年六月十八日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づきコートジボワール共和国政府と基金との間で締結された債務繰延契約に従って支払われるべき元本及び繰延利子	七八、〇五七、七一四円	一六一、八一三、八四二円	二三九、八七一、五五六円
5　二千三年十二月八日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づきコートジボワール共和国政府と銀行との間で締結された債務繰延契約に従って支払われるべき元本及び繰延利子	三三、二七〇、八一五円	三六一、九二七、八七一円	三九五、一九八、六八六円
総計	六二三、三七四、三〇七円	一、四九二、五七二、三三九円	二、一一五、九四六、六四六円

付表三

債務の内訳	額		
	元本	繰延利子	計
1　千九百九十二年十一月十三日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づきコートジボワール共和国政府と基金との間で締結された債務繰延契約に従って支払われるべき元本及び繰延利子	四九、九七六、〇〇〇円	五、八四二、三九九円	五五、八一八、三九九円
2　千九百九十五年三月二十七日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡に基づきコートジボワール共和国政府と基金との間で締結された債務繰延契約に従って支払われるべき元本及び繰延利子	二七、二〇一、〇〇〇円	一〇二、七六六、二七七円	一二九、九六七、二七七円